シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その63)

①「国際基準のタバコ対策を推進する議員連盟」発足
②北九州市主催　飲食店の経営者のための改正健康増進法周知の講演会
③岐阜県「多治見市タバコの被害条例」記念事業

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室　教授
大和　浩

①「国際基準のタバコ対策を推進する議員連盟」発足

標記の議連が新たに発足、第１回勉強会に招聘されました。会長は自民党の重鎮、尾辻秀久氏（参、手前右から二人目）です。幹事長は、神奈川県知事として「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」をさせ、現在は国会でタバコ対策に取り組んでいる松沢成文参議院議員です。

https://www.matsuzawa.com/2019/11/4111/

勉強会には、参議院から柴田巧氏、石井あきら氏、室井邦彦氏、清水貴之氏、片山大介氏が、衆議院からは安藤高夫氏、富岡勉氏、串田誠一氏、城内実氏の計11名が参加されました。

テーマは「法律で飲食店を禁煙にしても営業収

図1. タバコ対策推進議連、勉強会の風景

入は低下しない」で、世界保健機関（WHO）の報告書に紹介されていたカリフォルニア州の禁煙化前後の飲食店の売り上げの増加（図２）、私たちが分析したファミリーレストランの営業収入の分析結果を紹介しました（図３）。

勉強会で使用したスライドは以下にアップしましたのでご覧ください。

www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm

「自民党たばこ議員連盟（約280人）」や衆参与野党の「もくもく会（約50人）」に対抗できる勢力になるように応援していきたいと思います。

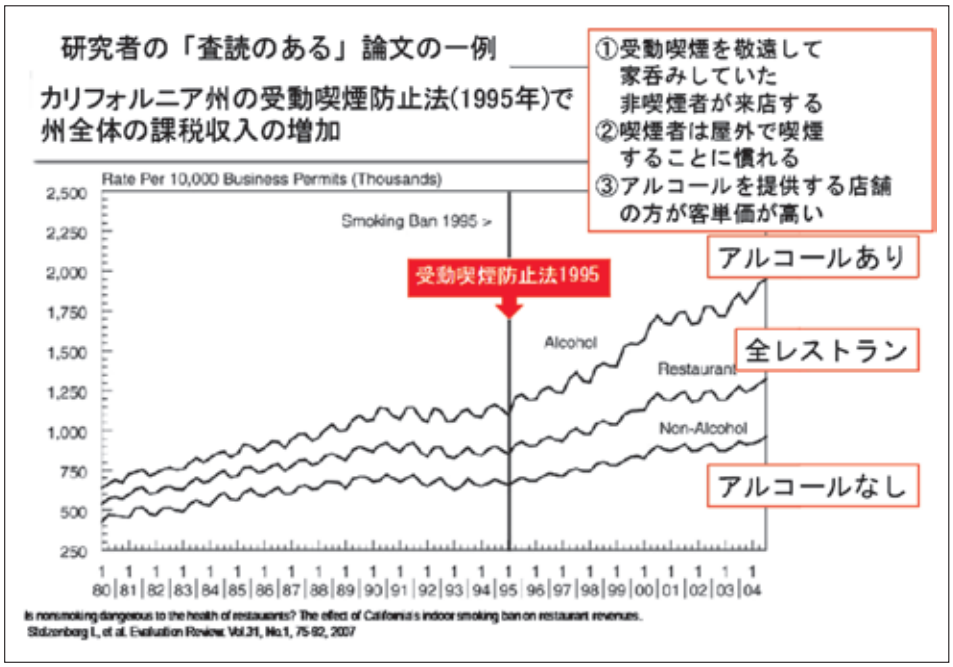

図２.全面禁煙化でレストランのカリフォルニア州の課税収入増加

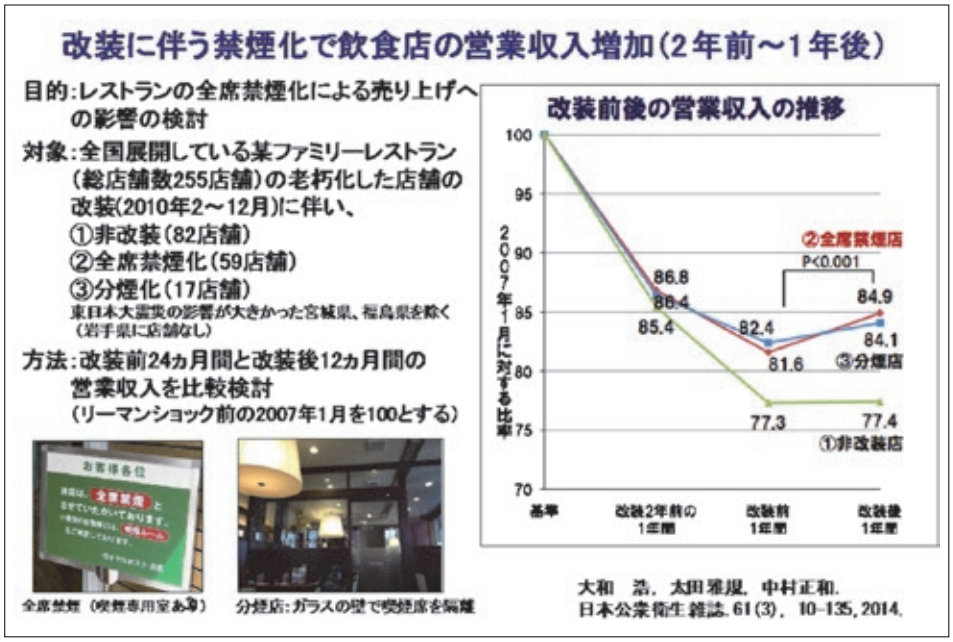

図３.全席禁煙によるファミリーレストランの営業収入増加

②北九州市主催　飲食店の経営者を対象とした改正健康増進法周知のための講演会

2019年11月28日、小倉と黒崎で各２時間の説明会に285名の参加がありました(**図４**)。

冒頭で「法律による受動喫煙規制の強化をどう思いますか？」で挙手を求めたところ、

・積極的に進めて欲しい:約４割
・仕方ない:約３割
・反対：約10名(うち１名は「経営規模で差を付けることに反対」とのご意見)

飲食店の経営者たちにも店内禁煙の理解が進んでいることが分かりました。講演会の様子は小倉経済新聞に「自動車の助手席・後部席のシートベルトや原付自転車のヘルメットが義務化されたことで国民の命を守る大切な法律となった。今回の改正健康増進法も、最初は反発があると思うが、命を守るための時代の要請」「来年４月から、店頭に『喫煙可』の表示が義務化され、20歳未満の者は客としても従業員としても喫煙している空間に入ることができなくなる」「新規開業店は客席が全面禁煙となるのでお客に選ばれるためには完全禁煙の営業を勧めた」などのコメントが掲載されました。

小倉経済新聞「暮らす・働く」で検索

https://kokura.keizai.biz/headline/1924/

図４. 小倉経済新聞に掲載された講演会の記事

地元のために気合いを入れてスライドを作りましたので、以下からダウンロードして周囲の飲食店の方に拡散していただけないでしょうか。市内の禁煙飲食店を増やすことに繋がると思います。

www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm

飲食店を経営する皆様へ:常連さんや従業員に伝えてください

北九州だけでなく、世の中は来年4月から変わります。

①来年4月以降の新規開業店はどんな小さな店舗でも室内禁煙
　→新しく開業した、空気も美味しいお店に人は集まります

②吸える店は入り口に「喫煙可」「20歳未満立入禁止」の表示義務
　→子供連れでは入れない
　　(焼肉・焼き鳥屋さんも、個室でも禁煙)
　→昼間禁煙、夜は喫煙の営業はできなくなります
　→指導・勧告・命令に従わない場合は20～50万円の罰金

③分煙は推奨しません(漏れの防止は不可能)
　→喫煙専用室を作るには数十万円～200万円の工事費
　　冷暖房された空気を排気することで10万円の電気代

④加熱式タバコ:本人だけでなく周囲にも悪影響が発生する可能性

図５. 飲食店経営者へのテイクホームメッセージ

市の担当者から、完全禁煙化して登録申請すれば「きたきゅう健康づくり応援店」事業の「たばこの煙のない店」として図６のようなステッカーがもらえることが紹介されました。店舗の入口にこのステッカーが貼ってあれば、新たなお客さんが開拓でき、商売が繁盛することでしょう。

図６.北九州市が作成した５カ国語のステッカー

③岐阜県「多治見市タバコの被害条例（略称）」制定記念事業

多治見市は平成24（2012）年から「たじみ健康ハッピープラン」として、食・運動・喫煙対策に熱心に取り組んできた自治体です。

改正健康増進法よりも一歩進んだ「多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例」が令和２年４月１日に施行されることに先立ち、記念イベント「みんなの知らないタバコの世界」が開催されました（図７）。

受動喫煙対策の強化の必要性に関する基調講演（大和）、乳がんと喫煙対策の推進を精力的に行っている山田邦子さんの講演、敷地内禁煙の会社を経営しているライオンズクラブ会長（加納氏）、多治見市長の４人のトークショーが開催されました（図８）。

４人とも元スモーカー。禁煙した理由、やめた後の受動喫煙のつらさ（山田さんからは芸能界はモクモクの裏情報も）の披露。そして、まだ吸っている人へのメッセージ、と続きました。

特に印象に残ったのは、古川市長のバイタリティです。保健師から「禁煙は無理ですよね」という一言にメラメラと燃えて、一発で禁煙成功、というエピソード。さらに、タバコの依存性の強さ、受動喫煙の不愉快さを身にしみて知っていることから、吸わない市民の「望まない受動喫煙」だけでなく、吸う人たちも「望まないタバコの被害」から守るために今回の条例を施行する、と力強く話されておりました（今回は、多治見市で３回目の講演でした）。

改正健康増進法よりも一歩進んだ多治見市条例の内容を列挙します。

◎市庁舎や市立施設は屋内、屋外とも敷地内禁煙（義務）

図７. 記念イベントのチラシ

平成22年10月１日より市が管理している公共施設は全国に先駆けて敷地内禁煙。今回の条例で、公園、屋外体育施設、霊園等も敷地内禁煙（義務）。

◎市立以外の第１種施設（学校、病院、診療所、児童福祉施設、保育所、幼稚園、認定こども園、施術所、薬局、介護老人保健施設、行政機関等の庁舎等）も令和２年４月１日から敷地内全面禁煙（義務）。

◎JR多治見駅周辺は路上喫煙を禁止（義務）
駅周辺の路上喫煙禁止区域では、市民及び当市に訪れる方どなたも喫煙を禁止。

◎第２種施設（オフィス、事業所、飲食店、事務所、工場、ホテル、鉄道等）は、喫煙は喫煙専用室のみで可能。飲食できる加熱式タバコ専用喫煙室の設置はしない努力義務。

◎既存特定飲食提供施設（経営規模が小さな既存の飲食店）も、屋内禁煙又は喫煙専用室を設置（努力義務）。

◎全面禁煙の施設では「禁煙標識」を掲示（努力義務）。

◎歩きタバコ、自転車での喫煙等を禁止（義務）

◎20歳未満の者の周辺での喫煙を禁止（努力義務）

2020年４月の改正健康増進法の全面施行に向かって世の中が変わり始めたことを感じます。多治見市のように一歩進んだ条例が北九州市にも成立するように医師会から働きかけていきたいと思います。

図８．トークショーで熱弁をふるう古川市長（右から二人目）
右端は多治見ライオンズクラブ会長として喫煙対策を推進する加納氏
（多治見市ホームページより）
https://www.city.tajimi.lg.jp/iryo/kenko/kenkosuishin/kitsuen.html